

みやき町監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を、同条第2項の規定による行政監査を兼ねて実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を公表する。

令和7年 3月27日

みやき町代表監査委員 最 所 一 志



令和6年度定期監査等結果報告書（別添）

み 監 第 77 号
令和7年 3月27日

みやき町長 岡 毅 様

みやき町監査委員 最 所 一 志

同 武 田 光 邦



令和6年度定期監査の結果報告について（提出）

地方自治法第199条第2項の規定による行政監査を兼ねた同条第4項の規定に基づく定期監査を、令和6年11月から本年2月にかけて実施しましたので、同条第9項に基づき、その結果報告書を別紙のとおり提出いたします。

ご査収の程、よろしくお願い申し上げます。

(別紙)

令和6年度 定期監査結果報告書

第1 監査の概要

令和6年度における地方自治法第199条第2項の規定による行政監査を兼ねた同条第4項の規定に基づく定期監査は、同法第198条の4第1項の規定に基づく町監査基準（監委訓令第1号）に準拠し、以下の要領で実施した。

1 監査の実施日及びその対象局課室等

本町の26局課室等の監査を令和6年11月から本年2月にかけて、延べ21日間にわたり、下記の日程で実施した。

11月21日	議会事務局及び監査委員事務局
22日	総務部 税務課
26日	出納室
12月16日	総務部 総務課
19日	同 防災安全課
20日	同 情報未来課・女子サッカー推進室
23日	同 財政課
24日	民生部 住民環境課及び北茂安・三根総合窓口課
1月7日	同 保健課
9日	同 風の子保育園
10日	同 子育て福祉課
14日	同 健康増進課
20日	同 地域包括支援センター
21日	同 メディカルコミュニティ推進課
23日	事業部 建設課
24日	同 農林課
2月3日	農業委員会及び事業部産業支援課
4日	事業部 まちづくり課
6日	同 下水道課
7日	教育委員会 学校教育課
10日	同 社会教育課

2 監査対象の事務事業等

監査は、町行政組織上のすべての局課室等において、今年度執行中の事務事業を対象に実施した。ただし、複数年契約にかかる契約書のうち、必要なものは締結年次の文書も対象にした。

3 監査の方法

監査は、予め各課等に調製依頼している以下に掲げる調書及びそれらに関する書類並びに各課等共通の備品台帳、支出負担行為決裁書類、各種契約書及び保存年限5年以上の文書一覧表などを調査点検した。さらに、課長・参事や課長補佐等に対して、上記文書等の調査点検結果をもとに、当該課等の事務事業の進捗状況や課題問題点の有無等に関し、ヒアリングを行った。また、各課等共通の出勤簿、休暇願簿、時間外命令簿及び出張命令簿は、デジタル処理されているので、事務局にて事前に点検した。

なお、監査は、原則として担当部長の立会いの下、当該各課等の入居している建物内で実施した。

- (1) 組織及び職員数関係調書
- (2) 事務分担表
- (3) 歳入状況調書
- (4) 業務ごと歳出状況調書
- (5) 工事請負を除く契約締結状況調書
- (6) 過去1年間における備品動向調書
- (7) 内規作成状況
- (8) 前回監査結果の措置状況調書

＊ 工事関係契約は、別途一覧表があるので除外している。

4 監査の主な着眼点

本町の定期監査は、みやき町監査基準（監委訓令第1号）に準拠し、行政監査を兼ねて実施しているが、着眼点の第一は、監査の原点である「財務」である。事務事業が予算や財務関係の諸規定に則り、適正かつ適法に執り行われているかである。次に、事務事業の管理運営がその目的や理念に即応し、効果的かつ経済的に実施されているかである。さらに、監査基準の中核理念である「事務が最小の経費で最大の効果を上げるようにし、かつ、その組織及び運営の合理化に努めていること」に留意しつつ、限られた時間内で監査を行った。

第2 監査の結果

昨年11月から4ヶ月にわたる監査の結果、すべての局課室等における財務事務に関しては、概ね予算や法令等に則り、ほぼ適正に執り行われていると認められた。また、事務事業の管理運営に関しても、様々な要因等を総合勘案しながら、概ね適切に執行されていると認められた。

ただし、一部に指摘又は改善検討を要する事項が散見されたので、下記に記載した。これらの事項に関しては、監査の翌月に文書による監査講評で付言し、さらに、その1か月以内にその点について返答をいただいたので、その回答要旨を指摘又は意見事項の後に（ ）で記載している。

記

① 契約事務

数課において、特定の技術あるいは対象物件についての詳細な知識やノウハウ等が求められる業務の契約に関し、地方自治法施行令第167条の2（随意契約）第1項第6号の規定を適用して契約締結されている。この6号は、「競争入札に付することが不利と認められるとき」であるが、見積書提出業者が入札に入れられないときなど、特殊な事例の時しか適用されない条文である。

しかしながら、ここに指摘した案件は、すべて対象システムや施設の設置又は管理等に専門知識や職務経験があるものに見積書を提出させ、その者との随意契約を締結して実施させている。第6号の「不利」とは、発注者である町が見積額より高値で契約させられるなどの恐れがあるときであるが、見積書提出業者は必ず入札参加者となるので、その恐れは発生しない。したがって、この号の適用は誤りと言わざるを得ない。

適切な適用条項は、第2号「不動産の買い入れ又は借り入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売り払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」である。指摘した契約は、この条号の最後の下り「その性質又は目的が競争入札に適しない」に該当するものである。

（契約内容を精査し、次年度以降の契約について指摘事項に留意し、適用規定を改めます。）

② 人事管理関係

定期昇給に関し、数年以上にわたり、人事評価等に関する研修が行われているので、早い時期に成績主義に基づく適切な管理に改めるべきではないか。

（人事評価結果の任用、給与等への活用については、十分に職員の理解を得ることが必要不可欠であり、公平公正な運用の観点から研修や周知を行い、慎重に進めてきました。評価結果に基づく昇給や勤勉手当への反映について、

特に勤務成績不良者については、すでに反映しているところですが、全面的な反映については、令和6年度の評価結果に基づく事後面談を実施し、職員の理解の醸成を図りながら、令和7年度の任用、給与、昇給等の人事管理の基礎として反映していく予定です。）

以上